

東京都マーチングコンテスト実施規定

(総 則)

- 第1条 本大会は、各部門の団体が参加して、毎年8月に実施する。
- 第2条 実施会場など必要事項は、その年度ごとに理事会で決定する。
- 第3条 部門順序は、理事会で決定し、出演順序は、説明会で抽選によって決定する。
- 第4条 参加部門連盟は次のとおりとする。
- (1) 東京都中学校吹奏楽連盟
 - (2) 東京都高等学校吹奏楽連盟
 - (3) 東京都大学吹奏楽連盟
 - (4) 東京都職場吹奏楽連盟
 - (5) 東京都一般吹奏楽連盟

(実施部門)

- 第5条 実施部門は次のとおりとする。
- (1) 中学生の部
 - (2) 中学生の部・フリー部門
 - (3) 高等学校以上の部
 - (4) 高等学校以上の部・フリー部門

(参加規定)

- 第6条 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメジャーはこの人数に含まない。
- 2 指揮者は置いてもよい。
- 第7条 各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。
- (1) 中学生の部
中学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※¹の参加は認める。)
参加形態は以下のとおりとする。
 - ①単独校 従来どおりの参加形態。
 - ②合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
 - ③地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生※¹、中学生※²で構成された団体。
(注) 部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。
 - (2) 高等学校以上の部
 - <高等学校>
同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)
 - <大学>
同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。
 - <職場>
同一経営の会社・工場・事務所・官庁(それぞれグループ企業・団体も含む)などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、その勤務先に勤務している者とする。
 - <一般>

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※¹小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※²中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- 2 その他、第7条第1項(1)－②、③に該当しない団体の参加については、第三事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏・演技)

第9条 参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。

- 2 電子楽器(エレキベースを含む)・ピアノ・チェレスタ・ハーブの使用は認めない。

- 3 歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。

第11条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。(フリー部門は除く) 規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟で決定されたものとする。なお、規定課題を行わなかった場合、失格とする場合がある。

第12条 演奏曲は参加申込書に記載したものとする。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(注) (1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

(2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社など)が行っている。

第14条 出演時間は6分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第15条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(審査・表彰)

第16条 審査員は第3事業部会において推薦し、常任理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

- 2 審査員の人数は、原則として7名とする。

- 3 審査方法は、第3事業部会で審議し、理事会の承認を必要とする。

第17条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞(フリー部門は優秀賞・優良賞)のいずれかとし、その決定は、理事長と理事長が委嘱した判定委員会(副理事長・第3事業部長・該当部門理事長)が行う。

(支部代表)

第18条 全日本マーチングコンテストへ選出する団体数は、全国大会支部代表数設定基準に基づいて示された団体数とする。

(その他)

第19条 本大会実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことが出来る。また、賞状・賞品の贈与を受けることが出来る。

第20条 その他、開催上の細目については、第3事業部会が定める。

第21条 この規定は、理事会の議決により改定することが出来る。

(附 則)

- 1 この東京都マーチングコンテスト実施規定は、令和6年6月19日から施行する